



府消委第198号

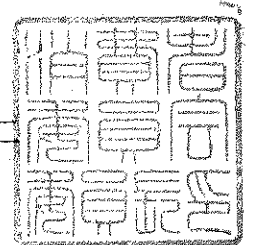
平成29年8月10日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上 正二



答 申 書

平成29年3月22日付け消食表第156号をもって諮問のあった、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の加工食品の原料原産地表示制度に係る規定及び別表の一部改正について、下記のとおり答申します。

記

内閣府令

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の加工食品の原料原産地表示制度に係る規定及び別表の一部改正について、以下(1)(2)を除き、別紙1の1.～10.の実施を前提として、諮問された改正案（別添）のとおりとすることが適当とする。

(1)第3条第2項表1の五イの（ロ）の修正が必要である。

(2)施行期日、経過措置、今般の一部改正による原料原産地表示の対象とならない製品の範囲に関する追記が必要である。

上記(1)(2)について、消費者庁の説明に基づき食品表示部会で議論し了承された修正方針を別紙2のとおり示すので、諮問された食品表示基準案を変更されたい。

また、消費者委員会の問題意識を別紙3のとおり、付帯意見として付す。

なお、本件の審議では、本制度において「例外表示」が消費者の誤認を招かず、商品選択に十分活用されるものとなるか、帳簿検査といった社会的検証が監視方法の中心となる本制度で、不正表示を故意に行う事業者がいた場合に、その事実を的確に把握できるかなどについて、多くの懸念・疑念が示された。それに対して消費者庁及び農林水産省から、制度導入後の制度運用に関し様々な説明がなされ、一定の評価をされたことから本答申を発出するに至った。但し、本制度が新たな制度であることや、上述のとおり多くの懸念・疑念が示された審議経過を踏まえ、本答申には多くの前提条件や付帯意見を付している。

制度施行後、消費者委員会は、本答申に付けた前提条件や付帯意見に対する対応状況について、確認を行っていく所存である。

【諮問された食品表示基準案を適当とする前提条件】

＜消費者・事業者の理解状況に関する目標値の設定＞

1. 全ての加工食品に原料原産地表示を義務付ける制度は、消費者の商品の合理的選択の確保から構想されており、消費者が表示の意味を正しく理解し活用しなければ、制度を導入する目的が達せられない。また、制度導入にあたっては、事業者が制度を正しく理解し、理解不足による誤表示が発生しないよう十分に行政が周知を行うことは必須である。このため、消費者への普及・啓発、事業者への制度周知にあたっては、あらかじめ理解度等に関して達成すべき目標値を設定し、達成状況を適宜確認しつつ、周知活動を行うこと。

＜消費者への普及・啓発＞

2. 消費者への普及・啓発にあたっては、従前の食品表示に関する消費者の理解が進んでいない現状も鑑み、消費者向けQ&Aの作成などの新たな普及・啓発方法も取り入れて、目標達成に向け丁寧かつ十分に行うこと。

＜事業者への周知＞

3. 本制度は、事業者の規模に係わらず、国内で活動する全事業者に加工食品の原料原産地表示を義務付けるものであるため、事業者向けの周知にあたっては、説明会の開催のみにとどまらず、説明会に参加する時間が取りにくい中小・零細事業者にも十分に配慮した施策を実施すること。併せて、事業者が必要とする時に具体的な個別相談を行うことができる相談窓口を全国各地に常設するなどの対応も行い、事業者の理解不足に基づく誤表示が発生しないよう、事業者への周知を丁寧かつ十分に行うこと。

＜事業者向けQ&Aの充実＞

4. 食品表示部会での議論を踏まえてQ&Aを更に拡充し、事業者が制度を誤って解釈しないように、判りやすくかつ的確な制度解説を行うこと。特に、例外要件に当たるか否かの判断基準や、原料原産地表示の根拠資料の保管に

関するルール、検査時に説明を求められる事項等を、明確に理解できる解説とすること。併せて、Q & Aへの表示例の記載にあたっては、当該例示を参考に事業者が作成することとなる表示が、消費者の誤解を招かない内容となるよう、更に表示例の精査を行うこと。

<経過措置期間中の周知状況に関する状況把握・分析>

5. 消費者庁が実施するとしている「周知状況を把握する調査」は、消費者のみならず事業者に対しても実施すること。経過措置期間中、毎年調査を実施し、周知状況の現状分析を行った上で、目標達成状況に応じて周知活動の追加実施や周知方法の変更を行うといった柔軟な対応を行うこと。

<監視>

6. 本制度の導入にあたっては、故意に実際と異なる表示を行った事業者がいた場合に、そのような不正表示を的確に把握し、当該事業者を処分できる監視体制と制度運用が整っていることが必須条件である。食品表示に関する監視体制をより一層強化するとともに、本制度の監視に関する運用を更に具体的に検討し、監視に係る指針・手順書等の作成を行い、国・地方自治体が連携して不正表示を許さない制度運用を速やかに確立すること。

<別表第十五（第三条、第十条関係）への品目の追加基準の明確化>

7. 今後、「おにぎりののり」のように別表第十五（従前の 22 食品群＋4 品目の原料原産地表示）に追加する品目を選定する場合の基準を明確化し、公表すること。

<例外表示の検証>

8. 制度施行後、定期的に制度の原則である国別重量順表示と例外表示がどの程度の割合で存在するかや、例外表示が多く使用される原材料や製品群については、例外表示を行っている事情等について調査し、検証を行うこと。

<理解度調査等の実施>

9. 経過措置期間終了後、国別重量順表示と例外表示に分けて加工食品の原料原産地表示に係る消費者の理解度・活用度・表示に対する満足度などに関する調査を定期的実施するとともに、本制度に係る事業者のコストなどの負担状況について調査し、それぞれ現状を分析の上、その結果を公表すること。また、事業者に寄せられた消費者からの質問や意見等についても調査を実施し、消費者に係る現状分析に活用すること。

<制度の見直し>

10. 今回の原料原産地表示制度は、「全ての加工食品」を対象にしたことにより、事業者の実行可能性を担保するために複雑な制度となっている。また、消費者に提供する情報量の拡大というメリットがある一方で、中小事業者への負担増、食品産業の競争力の低下などのデメリットが生じる恐れもある。このことから、経過措置期間終了から2年後を目途として、上記8. 9. の調査を含む各種調査結果等に基づき、表示に対する消費者ニーズの変化状況や事業者の状況等を確認し、制度導入の効果について検証を行い、必要に応じて、制度の拡大や廃止も含めて、幅広く見直しを実施すること。

【諮問された食品表示基準案のうち、修正・追加を行うべき内容】

(1)第 3 条第 2 項表 1 の五イの (ロ)

一定期間使用割合が 5 パーセント未満である対象原材料の原産地について、当該原産地の表示の次に括弧を付して、当該一定期間使用割合が 5 パーセント未満である旨の表示を義務付けるが、第 3 条第 2 項表 1 の四の規定に基づく「その他」の表示に対しては、当該表示を義務付けない。

(2)施行期日、経過措置、今般の基準改正による原料原産地表示の対象とならない製品の範囲

施行は今回の食品表示基準の一部改正に係る公布の日からとし、経過措置期間は府令の施行の日から平成 34 年 3 月 31 日までとする。

また、今回の食品表示基準の一部改正にかかる施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にある加工食品は、従前の食品表示基準の例によることができる。

【付帯意見】

1. 義務表示の増加に伴い、製品上に表示する文字がかなり多くなっている。
加工食品の原料原産地表示も含めて、今後、義務化される表示が増えれば、状況は更に深刻化し、消費者が安全性に係わる表示を見落としてしまう要因にもなりかねない。現在の食品表示は製品上への表示が対象であるが、インターネットでの表示を表示制度の枠組みに組み入れて活用する方策検討も含めて、今後、表示の在り方や食品表示間の優先順位について総合的に検討すべきである。
2. 加工食品の原料原産地表示制度は、国際的にはほとんど類例のない制度となるため、諸外国との公正な貿易、競争を阻害することのないように、各国からの質問等があった場合には、引き続き、丁寧に制度に関する説明を実施することを望む。
3. 食品表示部会に対して諮問案への変更点として消費者庁が提示した「附則第3条」については、経過措置に関する条文の次に記述されていることもあり、一読しただけでは『施行の際に』加工食品の製造所又は加工所で製造過程にある加工食品は表示義務の対象とならないことに気づきにくい。経過措置満了の際に製造過程にあれば表示義務を課されないといった誤った解釈がされないよう、基準案の修文、もしくはQ&A等での丁寧な解説を望む。

食品表示基準の一部を改正する内閣府令案 新旧対照条文

○食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		第二章 加工食品		（横断的義務表示） 第一款 一般用加工食品 （横断的義務表示） 第三条 （略） 2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。
品	加工食	輸入品 以外の 産地名	原料原 1 対象原材料（使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定に基づく酒類の表示の基準において原産地を表示することとされている原材料及び米穀等の取引	
現行		第二章 加工食品		（横断的義務表示） 第一款 一般用加工食品 （横断的義務表示） 第三条 （略） 2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。
品（輸	加工食	別表第 十五に 掲げる 産地名	原料原 1 別表第十五の1から22までに掲げるものにあつては、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるものの原産地を、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。	

等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律
 (平成二十一年法律第二十六号) 第二条第三項に規定
 する指定米穀等(米穀及び別表第十五の1の(6)に掲げ
 るもちを除く。)の原材料である米穀を除く。)をい
 う。以下同じ。)の原産地を、原材料名に対応させて
 、次に定めるところにより表示する。

一 対象原材料が生鮮食品であるもの(別表第十五の
 2から5までに掲げるものを除く。)にあつては、
 次に定めるところにより表示する。

イ 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあ
 つては原産国名を表示する。ただし、国産品にあ
 つては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる
 地名を表示することができる。

(イ) 農産物にあつては、都道府県名その他一般に
 知られている地名

(ロ) 畜産物にあつては、主たる飼養地(最も飼養
 期間が長い場所をいう。以下同じ。)が属する
 都道府県名その他一般に知られている地名

(ハ) 水産物にあつては、生産(採取及び採捕を含
 む。以下同じ。)した水域の名称(以下「水域
 名」という。)、水揚げした港名、水揚げした
 港又は主たる養殖場(最も養殖期間の長い場所
 をいう。以下同じ。)が属する都道府県名その

入品を
 除く。
 以下「
 対象加
 工食品
 」とい
 う。)

(新設)

一 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつ
 ては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつて
 は、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を
 表示することができる。

イ 農産物にあつては、都道府県名その他一般に知
 られている地名

ロ 畜産物にあつては、主たる飼養地(最も飼養期
 間が長い場所をいう。以下同じ。)が属する都道
 府県名その他一般に知られている地名

ハ 水産物にあつては、生産(採取及び採捕を含む
 。以下同じ。)した水域の名称(以下「水域名」
 という。)、水揚げした港名、水揚げした港又は
 主たる養殖場(最も養殖期間の長い場所をいう。
 以下同じ。)が属する都道府県名その他一般に知

他一般に知られている地名 ロ 輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。	二 対象原材料が加工食品であるもの（別表第十五の2から5までに掲げるものを除く。）にあつては、次に定めるところにより表示する。	イ 国産品にあつては、国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあつては外国において製造された旨を「〇〇製造」と表示する（〇〇は、原産国名とする。）。ただし、国産品にあつては、「国内製造」の表示に代えて、「〇〇製造」と表示する（〇〇は、都道府県名その他一般に知られている地名とする。）ことができる。	ロ イの規定による原産地の表示に代えて、当該対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の名称と共にその原産地を表示することができる。	ハ 別表第十五の1に掲げるものにあつては、イの規定にかかわらず、当該対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の名称と共にその原産地を表示する。	三 一及び二の規定により表示することとされる原産地が二以上ある場合にあつては、対象原材料に占め
られている地名 二 輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。	（新設）	三 一に定める原産地が二以上ある場合にあつては、原材料及び添加物に占める重量の割合の高いものか			

る重量の割合の高いものから順に表示する。

四 一及び二の規定により表示することとされる原産地が三以上ある場合にあっては、対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に二以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができる。

五 別表第十五の1に掲げるものの対象原材料及び2から6までの規定により原産地を表示する原材料以外の対象原材料にあっては、次のいずれかに該当し、かつ、三及び四の規定により表示することが困難な場合には、次に定めるところにより表示することができる。

イ 対象原材料として二以上の原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、三の規定にかかわらず、使用される可能性がある原産地を、過去の一定期間における使用実績又は将来の一定期間における使用計画における対象原材料に占める重量の割合（以下「一定期間使用割合」という。）の高い原産地から順に、「又は」の文字を用いて表示することができる。

(イ) 過去の一定期間における使用実績に基づき原

ら順に表示する。

四 一に定める原産地が三以上ある場合にあっては、原材料及び添加物に占める重量の割合の高いものから順に二以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができる。

（新設）

産地を表示した場合にはその旨、将来の一定期間における使用計画に基づき原産地を表示した場合にはその旨が認識できるよう、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨を、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示すること。

(ロ) 一定期間使用割合が五パーセント未満である対象原材料の原産地については、当該原産地の表示の次に括弧を付して、当該一定期間使用割合が五パーセント未満である旨を表示すること。

(ハ) 過去又は将来の一定期間において、対象原材料として使用する二以上の原産地のものの当該対象原材料に占める重量の割合の変動があること及びこれらの一定期間使用割合の順を示す資料を保管すること。

ロ 対象原材料として三以上の外国が原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて、過去又は将来の一定期間における当該原産地の当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動を示す資料を保管している場合には、三の規定にかかわらず、原産国名の表示に代えて、輸入品で

ある旨を、対象原材料が生鮮食品である場合には「輸入」等と、対象原材料が加工食品である場合には「外国製造」等と表示することができる。

ハ 対象原材料として国産品及び三以上の外国が原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、三の規定にかかわらず、使用される可能性がある原産地として、対象原材料が生鮮食品である場合には国産である旨及び輸入品である旨を「国産又は輸入」等と、対象原材料が加工食品である場合には国内において製造された旨及び外国において製造された旨を「国内製造又は外国製造」等と、一定期間使用割合の高いものから順に表示することができる。

（イ）過去の一定期間における使用実績に基づき原産地を表示した場合にはその旨、将来の一定期間における使用計画に基づき原産地を表示した場合にはその旨が認識できるよう、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨を、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示するもの。

（ロ）一定期間使用割合が五パーセント未満である

対象原材料の原産地については、当該原産地の表示の次に括弧を付して、当該一定期間使用割合が五パーセント未満である旨を表示すること。

(ハ) 過去又は将来の一定期間において、対象原材料として使用する三以上の外国が原産地のものの当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること、三以上の外国が原産地である対象原材料と国産品である対象原材料の当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること及びこれらの一定期間使用割合の順を示す資料を保管すること。

六 別表第十五の1に掲げるものにあつては、対象原材料として二以上の原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合には、三の規定にかかわらず、使用される可能性がある原産地を、一定期間使用割合の高い原産地から順に表示することができる。この場合において、一定期間において使用した割合の高いものから順に表示したことが認識できるよう、必要な表示をしなければならない。

2 別表第十五の2に掲げる農産物漬物にあつては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示す

五 原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるものの性質等により特別の事情がある場合には、おおむね特定された原産地を一から四までの規定により表示することができる。この場合には、その旨が認識できるよう、必要な表示をしなければならない。

2 別表第十五の23に掲げる農産物漬物にあつては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示す

る。

一〇三 (略)

3 別表第十五の3に掲げる野菜冷凍食品にあつては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

一・二 (略)

4 別表第十五の4に掲げるうなぎ加工品にあつては、うなぎの名称の次に括弧を付して、原産地について、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、次に定める方法により表示することができる。

一・二 (略)

5 別表第十五の5に掲げるかつお削りぶしにあつては、次に定めるところにより表示する。

一 かつおのふしの文字の次に括弧を付して、ふしの原産地について、国産品にあつては国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあつては外国において製造された旨を「〇〇製造」と表示する（〇〇は、原産国名とする）。ただし、国産品にあつては、「国内製造」の表示に代えて、「〇〇製造」と表示する（〇〇は、都道府県名その他一般に知られている地名とする。）ことができる。

二 (略)

る。

一〇三 (略)

3 別表第十五の24に掲げる野菜冷凍食品にあつては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

一・二 (略)

4 別表第十五の25に掲げるうなぎ加工品にあつては、うなぎの名称の次に括弧を付して、原産地について、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、次に定める方法により表示することができる。

一・二 (略)

5 別表第十五の26に掲げるかつお削りぶしにあつては、次に定めるところにより表示する。

一 かつおのふしの文字の次に括弧を付して、ふしの原産地について、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつては、国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することができる。

3 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	6 別表第十五の6に掲げるおにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。）にあつては、のりの名称の次に括弧を付して、当該の原料となる原そうの原産地について、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、次に定める方法により表示することができ。 一 国産品にあつては、国産である旨に代えて水域名、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することができる。 二 輸入品にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。 7 1から6までの規定により表示することとされる原産地以外の原材料の原産地を、1の規定により表示することができる。

3 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	6 別表第十五の1から22までに掲げるものにあつては1に定めるところにより表示することとされる原材料の原産地以外の原材料の原産地を、それ以外の加工食品にあつては原材料の原産地を、1の規定により表示することができる。 (新設)

第二款 業務用加工食品

(義務表示)

第十条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れないで、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には、次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

一 十 (略)

十一 原料原産地名（一般用加工食品の用に供する業務用加工食品の原料材料であつて、当該一般用加工食品において第三条第二項の表の輸入品以外の加工食品の項の規定による原料原産地の表示の義務があるもの（同項下欄の1の2の口の規定により当該一般用加工食品の対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の原産地を表示することを売買の当事者である食品関連事業者間で合意した場合（次号及び第三十四条において「当事者間で合意した場合」という。）にあつては、当該生鮮食品。）となるものの原産地に限る。）

十二 原産国名（一般用加工食品の用に供する業務用加工食品であつて、当該一般用加工食品において第三条第二項の表の輸入品以外の加工

第二款 業務用加工食品

(義務表示)

第十条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れないで、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には、次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

一 十 (略)

十一 原料原産地名（対象加工食品の用に供する業務用加工食品であつて、当該対象加工食品の原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるもの（農産物漬物にあつては原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位（内容重量が三百グラム以下のものにあつては、上位三位）までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のもの、野菜冷凍食品にあつては原材料及び添加物の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のもの、うなぎ加工品にあつてはうなぎ、かつお削りぶしにあつてはかつおのふし）を含むものに限る。）

十二 原産国名（輸入後にその性質に変更を加える業務用加工食品を除く。）

食品の項の規定による原料原産地の表示の義務がある原材料となるもの（当事者間で合意した場合を除く。）及び輸入後にその性質に変更を加えない輸入品の原産国名に限る。）

十三（三十）（略）

2（略）

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる表示事項は、それぞれ当該各号に定める表示の方法により表示することができる。

一・二（略）

三 原料原産地名 原材料の重量に占める割合（一定期間使用割合を含む。）については、その割合が高い原産地の順が分かるように表示する。

四・五（略）

4（略）

十三（三十）（略）

2（略）

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる表示事項は、それぞれ当該各号に定める表示の方法により表示することができる。

一・二（略）

三 別表第十五の1から22までに掲げる加工食品の用に供する業務用加工食品であつて当該対象加工食品の原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるものとなる原材料の原産地並びに輸入品以外の農産物漬物（容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるものを除く。）の原材料の重量に占める割合の割合の高い農産物又は水産物の上位四位（内容重量が三百グラム以下のものにあつては、上位三位）までのもの及び輸入品以外の野菜冷凍食品（容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル）以下であるものを除く。）の原材料の重量に占める割合が高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が五パーセント以上のものとなるものの原料原産地原材料の重量に占める割合については、その割合が高い原産地の順が分かるように表示する。

四・五（略）

4（略）

第三章 生鮮食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第二款 業務用生鮮食品

(義務表示)

第二十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、農産物又は水産物の原産地については、国産品にあつては国産である旨の表示をすることができる。また、前項の規定により表示することとされる原産地が二以上ある場合にあつては、当該業務用生鮮食品に占める重量の割合の高い原産地の順が分かるように表示する。

3 前二項の規定にかかわらず、一般用加工食品の用に供する業務用生鮮食品であつて、当該一般用加工食品において第三条第二項の表の輸入品以外の加工食品の項の規定による原料原産地の表示の義務がある原材料となるもの（当事者間で合意した場合を含む。）以外のものにあつては、原産地の表示を省略することができる。

第三章 生鮮食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第二款 業務用生鮮食品

(義務表示)

第二十四条 (略)

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、対象加工食品の用に供する業務用生鮮食品であつて、当該対象加工食品の原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるもの（農産物漬物にあつては原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位（内容重量が三百グラム以下のものにあつては、上位三位）までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のもの、野菜冷凍食品にあつては原材料及び添加物の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のもの、うなぎ加工品にあつてはうなぎ）以外のものにあつては、原産地の表示を省略することができる。

別表第十五（第三条、第十条関係）

- 1| 次に掲げるもののうち、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品（5）の緑茶及び緑茶飲料にあつては荒茶の原材料、（6）のもちにあつては米穀、（8）の黒糖及び黒糖加工品にあつては黒糖の原材料、（9）のこんにやくにあつてはこんにやくいも（こんにやくの原材料であるこんにやく粉の原材料として用いられたこんにやくいもを含む。）、（18）のこんぶ巻にあつてはこんぶに限る。）の当該割合が五十パーセント以上であるもの
- (1)| 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実（フレーク状又は粉末状にしたものを除く。）
- (2)| 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実（農産物漬物を除く。）
- (3)| ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- (4)| 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）
- (5)| 緑茶及び緑茶飲料
- (6)| もち
- (7)| いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- (8)| 黒糖及び黒糖加工品
- (9)| こんにやく
- (10)| 調味した食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）

別表第十五（第三条、第十条関係）

（新設）

- 1| 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実（フレーク状又は粉末状にしたものを除く。）
- 2| 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実（農産物漬物を除く。）
- 3| ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- 4| 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）
- 5| 緑茶及び緑茶飲料
- 6| もち
- 7| いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- 8| 黒糖及び黒糖加工品
- 9| こんにやく
- 10| 調味した食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）

2	(11)	ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
	(12)	表面をあぶった食肉
	(13)	フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
	(14)	合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。）
	(15)	素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）
	(16)	塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
	(17)	調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
	(18)	こんぶ巻
	(19)	ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
	(20)	表面をあぶった魚介類
	(21)	フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
	(22)	(4)又は(14)に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）
農産物漬物		
23	11	ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
	12	表面をあぶった食肉
	13	フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
	14	合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。）
	15	素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）
	16	塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
	17	調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
	18	こんぶ巻
	19	ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
	20	表面をあぶった魚介類
	21	フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
	22	4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）
農産物漬物		

3	野菜冷凍食品	24	野菜冷凍食品
4	うなぎ加工品	25	うなぎ加工品
5	かつお削りぶし	26	かつお削りぶし
6	おにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに 限る。）	（新設）	